

輸入貨物の評価(個別・包括)申告書I 新規申告 変更届

あて先 殿	評価申告年月日	変更届年月日	包括申告受理番号又は輸入申告番号	輸入者符号
申告貨物の品名・税番・適用税率		輸入者住所氏名		包括申告の主要関係税関名
		担当部課	TEL()	
		代理人住所氏名		
生産者名		担当部課	TEL()	
事前教示回答書 登録番号				

上記の貨物に関し、関税法施行令第4条第1項又は第4条の2第1項の規定により第4条第1項第3号若しくは第4号又は第4条の2第1項第11号若しくは第12号に掲げる事項のうち下記について次のように申告します。

A. この貨物の取引について

1. 輸入取引の当事者(輸入取引の売手及び買手については□内に×印を付し、特殊関係にある者については実線で結ぶこと。)

<input type="checkbox"/> 輸入者	(氏名)	□	<input type="checkbox"/> 輸出者	(氏名、国名)
<input type="checkbox"/> 輸入の委託者	(氏名)		<input type="checkbox"/> 輸出の委託者	(氏名、国名)

2. 輸入取引に関する事情について

- (1) 関税定率法第4条第2項第1号、第2号又は第3号に掲げる事情が □ある。 □ない。
- (2) 上記1の売手と買手との間に特殊関係(関税定率法第4条第2項第4号)が □ある。 □ない(この場合には、(3)の記載不要)。
(特殊関係の内容)
- (3) この貨物の取引価格は、特殊関係により影響を受けて □いる。 □いない。

B. この貨物の輸入申告価格について

この貨物の輸入申告価格は、仕入書(□運賃明細書 □保険料明細書)に記載された額に次の調整を行って計算する。

調整項目	イ 調整を要する額又は率	ロ 調整項目の内訳その他の参考事項
(1) 現実に支払われた又は支払われるべき価格のうち、仕入書価格以外の額		
(2) 加算要素 (運賃明細書又は保険料明細書に記載された額以外のもの) ① 輸入港までの運賃等 ② 仲介料その他の手数料 ③ 容器・包装の費用 ④ 材料、部品等の費用 ⑤ 工具、鋳型等の費用 ⑥ 消費物品の費用 ⑦ 役務(技術、設計等)の費用 ⑧ ロイヤルティ・ライセンス料 ⑨ 売手に帰属する収益		
(3) 控除すべき費用等 (例えば、課税物件確定後の据付け、組立て、整備又は技術指導の費用、輸入港到着後の運送費用等、本邦の関税等、延払金利)		
合計		

この包括申告書は ※令和 年 月 日 以降の輸入申告には適用できません。

この評価申告に基づく輸入申告による課税標準又は納付すべき税額に誤りがあることがわかったときは、修正申告又は更正の請求をすることができます。なお、輸入の許可後、税関長の調査により、この申告に基づく輸入申告による税額等を更正することがあります。

- (注) 1. ※印の箇所は記入しないで下さい。
- 2. この申告書に記入する前に、記載要領をよく読んで、黒字で記載して下さい。
- 3. 記入欄の広さが足りないときは、適宜の用紙に記入して添付して下さい。
- 4. この申告の内容に変更が生じたときは、遅滞なく所定の届出をして下さい。

※受理	※審査	※税関記入欄

輸入貨物の評価(個別・包括)申告書II 新規申告 変更届

あて先 殿	評価申告年月日	変更届年月日	包括申告受理番号又は輸入申告番号	輸入者符号
申告貨物の品名・税番・適用税率		輸入者住所氏名		包括申告の主要関係税関名
		担当部課	TEL()	
生産者名		代理人住所氏名		
		担当部課	TEL()	
事前教示回答書 登録番号				

上記の貨物に関し、関税法施行令第4条第1項又は第4条の2第1項の規定により第4条第1項第3号若しくは第4号又は第4条の2第1項第1号若しくは第12号に掲げる事項のうち下記について次のように申告します。

A. 輸出入当事者(輸入取引がある場合には、輸入取引の売手及び買手について□内に×印を付し、特殊関係にある者については実線で結ぶこと。)

<input type="checkbox"/> 輸入者	(氏名)	□	<input type="checkbox"/> 輸出者	(氏名、国名)
<input type="checkbox"/> 輸入の委託者	(氏名)		<input type="checkbox"/> 輸出の委託者	(氏名、国名)

B. 1. この貨物の輸入申告価格は、次の規定に基づき計算する。

- 関税定率法第4条の2 (同種又は類似の貨物に係る取引価格による課税価格の決定)
- 関税定率法第4条の3 (□第1項第1号 □第1項第2号 □第2項) (国内販売価格又は製造原価に基づく課税価格の決定)
- 関税定率法第4条の4 (特殊な輸入貨物に係る課税価格の決定)
- 関税定率法第4条の5 (変質又は損傷に係る輸入貨物の課税価格の決定)
- 関税定率法第4条の6 (□第1項 □第2項) (航空運送貨物等に係る課税価格の決定の特例)

2. この貨物について、関税定率法第4条(□関税定率法第4条の2 □関税定率法第4条の3)の規定に基づいて輸入申告価格を計算することができない具体的な理由は、次のとおりである。

.....

.....

.....

3. この貨物の輸入申告価格は、次のように計算する。

輸入申告価格の計算方法等(包括申告の場合にのみ記入する。)

この包括申告書は 年 月 日 以降の輸入申告には適用できません。

この評価申告に基づく輸入申告による課税標準又は納付すべき税額に誤りがあることがわかったときは、修正申告又は更正の請求をすることができます。なお、輸入の許可後、税関長の調査により、この申告に基づく輸入申告による税額等を更正することがあります。

- (注) 1. ※印の箇所は記入しないで下さい。
2. この申告書に記入する前に、記載要領をよく読んで、黒字で記載して下さい。
3. 記入欄の広さが足りないときは、適宜の用紙に記入して添付して下さい。
4. この申告の内容に変更が生じたときは、遅滞なく所定の届出をして下さい。

※受理	※審査	※税関記入欄

輸出（積戻し）差止申立書
（保護対象営業秘密関係）

整理 No
—

令和 年 月 日

税関長 殿

※ 申立人【公表】

住所

氏名又は名称

法人番号又は国籍

(連絡先)

担当者

電話番号

電子メールのアドレス【不開示】

関税法第69条の4第1項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり、輸出（積戻し）差止申立てをします。

記

1. 認定手続を執るべき税関長 【開示】

（ 函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区 ）	税関長
-----------------------------------	-----

2. 輸出（積戻し）差止申立てに係る経済産業大臣認定書の内容等

※ 経済産業大臣認定書の作成年月日及び番号【開示】	
※ 経済産業大臣認定書の記載内容	不正競争防止法第2条第1項第10号に規定する不正使用行為により生じた物に該当する貨物を特定することができる事項【公表】
	上記の貨物を譲り受けた時に当該貨物が不正使用行為により生じた物であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者でない者【不開示】
使用を許諾し又は許諾されている者（申立人を除く）【開示】	住所 氏名又は名称 法人番号 （電話番号）
	（許諾の範囲）

3. 輸出（積戻し）差止申立てを行う侵害すると認める物品の品名等 【公表】

※ 品 名	
輸出統計品目番号（9桁）	

4. 侵害物品と認める理由 【開示】

※

5. 識別ポイント 【開示の可否：□可、□否】

※

6. 輸出（積戻し）差止申立てが効力を有する期間として希望する期間 【公表】

※ 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
 受理日から令和 年 月 日まで
 受理日から4年間

7. その他参考となるべき事項

(1) 侵害すると認める物品の輸出（積戻し）に関して特定又は想定される事項 【不開示】

仕向人
仕向国
その他

(2) 訴訟等での争い 【開示】

輸出（積戻し）差止申立てに係る保護対象営業秘密について争いがある 【□有、□無】
争いがある場合は、その争いの内容

(3) その他の参考事項 【開示の可否：□可、□否】（適宜、参考資料等を添付する。）

8. 添付資料等

※ <input type="checkbox"/> 経済産業大臣認定書 【開示】
<input type="checkbox"/> 識別ポイントに係る資料 【開示の可否：□可、□否】
<input type="checkbox"/> 裁判所の判決書、仮処分決定通知書の写し 【開示】
<input type="checkbox"/> その他の資料 【開示の可否：□可、□否】
<input type="checkbox"/> 代理権に関する書類 【開示】
<input type="checkbox"/> 上記資料等の電磁的記録

- (注) 1. ※の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出してください。ただし、経済産業大臣認定書を除き、侵害の事実を疎明するための資料等営業秘密に関する資料の提出は不要です。
2. この申立書はできる限り具体的かつ詳細に記載してください。記載事項が多い場合は別紙を添付し、又は各欄を適宜広げて記載して差し支えありません。
3. 本申立書の各項目の内容は、輸出者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。
- (1) 【公表】項目
原則として、税関ホームページ等で公表されます。
- (2) 【開示】項目
認定手続等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸出者等に開示することがあります。
- (3) 【開示の可否】項目
申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」にレチェックをし又は□を■としてください。
4. 本申立てが受理された後、申立ての内容に変更が生じた場合には、書面（任意の様式）により提出してください。

(規格 A 4)

担保取戻事由確認申請書

令和 年 月 日

(税関官署の長)

殿

申請者

住所

氏名又は名称

令和 年 月 日付の供託書正本預り証(第 号)に係る供託物について、
下記事由により、損害の賠償を担保する必要がなくなったので、関税法第69条の6第8項
第3号(同法第75条において準用する場合を含む。)若しくは同法第69条の10第9項
第1号(同法第75条において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請又は同項第
4号(同法第75条において準用する場合を含む。)に該当することの確認の求めを行います。

記

○ 損害の賠償を担保する必要がなくなった事由

(注) この申請書には、損害の賠償を担保する必要がなくなったことを証明する書類を添
付してください。

特許庁長官意見照会請求書

令和 年 月 日

(税関官署の長) 殿

請求者
住所
氏名又は名称

(連絡先)
担当者
電話番号

関税法第69条の7第1項(同法第75条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、令和 年 月 日付認定手続開始通知書(開始通知書番号第 号)に係る貨物について、下記のとおり特許庁長官の意見を聴くよう求めます。

記

1. 通知日 令和 年 月 日
2. 十日経過日を延長する旨の通知を受けた日 令和 年 月 日
3. 意見照会請求をする理由
4. その他参考となるべき事項

(添付資料)

経済産業大臣意見照会請求書
(保護対象営業秘密関係)

令和 年 月 日

(税関官署の長) 殿

請求者
住所
氏名又は名称

(連絡先)
担当者
電話番号

関税法第69条の7第1項(同法第75条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、令和 年 月 日付認定手続開始通知書(開始通知書番号第 号)に係る貨物について、下記のとおり経済産業大臣の意見を聴くよう求めます。

記

1. 通知日 令和 年 月 日
2. 十日経過日を延長する旨の通知を受けた日 令和 年 月 日
3. 意見照会請求をする理由
4. その他参考となるべき事項

(添付資料)

認定手続取りやめ請求書

令和 年 月 日

(税関官署の長) 殿

請求者
住所
氏名又は名称

(連絡先)
担当者
電話番号

関税法第69条の10第1項(同法第75条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、令和 年 月 日付認定手続開始通知書(開始通知番号第 号)に係る貨物について認定手続の取りやめを求めたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 通知日 令和 年 月 日
2. 十日経過日を延長する旨の通知を受けた日 令和 年 月 日
3. 特許庁長官の意見を求めた旨の通知を受けた日 令和 年 月 日
4. その他参考となるべき事項

特許庁長官意見照会請求書

令和 年 月 日

(税関官署の長) 殿

請求者
住所
氏名又は名称

(連絡先)
担当者
電話番号

関税法第69条の17第1項の規定に基づき、令和 年 月 日付認定手続開始通知書(開始通知書番号第 号)に係る貨物について、下記のとおり特許庁長官の意見を聴くよう求めます。

記

1. 通知日 令和 年 月 日
2. 十日経過日を延長する旨の通知を受けた日 令和 年 月 日
3. 意見照会請求をする理由
4. その他参考となるべき事項

(添付資料)

経済産業大臣意見照会請求書
(保護対象営業秘密関係)

令和 年 月 日

(税関官署の長) 殿

請求者
住所
氏名又は名称

(連絡先)
担当者
電話番号

関税法第69条の17第1項の規定に基づき、令和 年 月 日付認定手続開始通知書(開始通知書番号第 号)に係る貨物について、下記のとおり経済産業大臣の意見を聴くよう求めます。

記

1. 通知日 令和 年 月 日
2. 十日経過日を延長する旨の通知を受けた日 令和 年 月 日
3. 意見照会請求をする理由
4. その他参考となるべき事項

(添付資料)

認定手続取りやめ請求書

令和 年 月 日

(税関官署の長) 殿

請求者
住所
氏名又は名称

(連絡先)
担当者
電話番号

関税法第69条の20第1項の規定に基づき、令和 年 月 日付認定手続開始
通知書(開始通知番号第 号)に係る貨物について認定手続の取りやめを求めたいので、
下記のとおり申請します。

記

1. 通知日 令和 年 月 日
2. 十日経過日を延長する旨の通知を受けた日 令和 年 月 日
3. 特許庁長官の意見を求めた旨の通知を受けた日 令和 年 月 日
4. その他参考となるべき事項

製造用原料品
輸出貨物製造用原料品 製造工場承認申請書

令和 年 月 日

税関長 殿

申請者

住所

法人番号

氏名（名称及び代表権者の氏名）

関税定率法第13条第1項
関税定率法第19条第1項 の規定により、下記のとおり製造工場の承認を受けた
関税暫定措置法第9条の2第1項
いので申請します。

記

工場 名称	
所在地	
工場の構造及び面積	
承認期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
製造工場に入れる 減免税又は譲許の便 益適用原料品の品名	
製造の方法及び計画 並びに製品の品名	
備考	

(注) 1. 法人においては、申請者欄に法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載して下さい。

2. この申請書は、1通（支署に提出する場合は2通）提出して下さい。

3. 製造工場の承認を受けた場合、製造工場の名称、法人番号及び所在地を原則、公表することとしておりますが、これに関して以下の項目の□にチェックしてください。
なお、回答内容により、承認の審査に影響を与えることはありません。

公表することに同意する。

公表することに同意しない。(理由:)

(規格A4)

製造工場承認書

令和 年 月 日

殿

税関長

㊟

令和 年 月 日付で申請のあった製造工場については、

関税定率法第13条第1項
関税定率法第19条第1項
関税暫定措置法第9条の2第1項
の規定により、下記のとおり承認する。

記

工場 の 名 称	
所 在 地	
工場の構造及び面積	
製造工場に入れる 減免税又は譲許の便 益適用原料品の品名	
製造の方法及び 製品の品名	
承認期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
製造工場の種別	第 種